

2023年6月15日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長・代表理事
JG1KTC 高尾義則 殿

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
関東地方本部区域選出社員
J11RKA 板橋直樹

第12回社員総会準備書面

社員総会議事運営規定第14条の規定に基づき、下記準備書面を提出する。
尚、「(提案)」等の但し書きが無き物に関してはいずれも質問である。

1:初めに

総会速記録が廃止された今、会員が議事進行の詳細を確認する術がない。
従って、下記の事を要求する。

- ・速記録の復活
- ・録音・録画データの公開
- ・当日欠席者を含めた準備書面への執行部側回答集の作成
- ・投票総数と賛否の数の公表
- ・委任状の委任者・被委任者の全面公開
- ・投票者の賛否の全面公開

我々は有権者たる正員から負託を受けた「代議員」である事を今一度明確にすべきであり、上記要求事項に反対する社員は期数問わず今すぐ辞職すべきである、とまず以って明らかにしたい。

当然ながら、全ての社員は本総会後は有権者たる正員に対し、総会報告をする義務があり、その審議内容は全て公開されて然るべきである。

尚、上記要求事項に含まれる総会のリアルタイム映像配信は昨年の総会で J11WTL 本林社員の質問に対し「システムを作成するのにお金が掛かる」との答弁があったが、こちらは YouTube の限定配信機能を活用すれば良く、費用も掛からずシステム構築出来る筈である。

そもそも、傍聴席のあるフロア迄はどの様なシステムで伝送しているのかを明らかにされたい。

仮に Web 中継を行っているなら、そのままリアルタイム配信が出来る筈である。

また、今年も総会傍聴人の募集に対し、全員当選とはならず、「選別」されている模

様である。

今回の応募人数・抽選当選人数・「選別」方法について明確な説明を要求する。

本来なら、全員当選すべき所を「会場の都合等」で振り分けざるを得なかったのは何故か、こちらに関しても明確な説明を要求する。

同時に、議事進行について、従前から横暴な議事進行が行われていると聴き及んでいる。

その為、議事進行についても下記を要求する。

- ・採決は全て「投票」により決定する事
- ・投票時の議場閉鎖
- ・投票立会人の複数無作為抽出
- ・審議時、全ての質問が終える迄議事進行を行わない事

これら上記要求事項について、万が一導入出来ない場合、合理的な理由を明確にすべきである。

併せて、JARLのHPに掲載されながらも、各社員総会・理事会の議事録類がJARL会員専用ページとされているが、同様に専用ページとされているJARL会員手帳及びJARL NEWSも含め全面的に会員専用を外して公開するべきではないかと考える。

旧社団法人時代の通常総会のページも同様となっており、全面的に制限を外すべきと考える。

執行部側の見解如何。

2:第1号議案 2022年度決算の件について

2-1:若年層の会費減免について(提案)

「必要な所に必要な経費を」傾斜配分する事は組織の維持に於いて重要であり、当連盟の場合、年少・青年会員を増やす事を第一に置くべきである事は明白である。

2022年夏頃に「JARLの若年層会員の会費値下げを求める署名」が署名サイト上にて展開され、私も賛成の旨署名した。

時を同じくして、会員の方から「若年層の会費値下げ」について下記提案を頂いた。

下記表に示す。

表 1:JARL 会費に関して

区分	現行	提案
年齢	22歳未満	35歳以下及び有効な学生証提示者(年齢不問)
会費	入会金、会費(当初1年)免除 継続会費(1年間に限る)半額助成(会員負担3600円)	入会金、会費(当初1年)免除 継続会費(1年及び3年)半額助成(会員負担1年3600円、3年12000)

円)

表 2:ハムフェア入場料に関して

区分	現行	提案
JARL 会員(会員証提示)	1000 円	無料 ※会員証忘れの場合は不利益の無い様に考慮する
女性	無料	同左(現行通り)
大学生(22 歳迄)	無料	無料 ※35 歳以下の者(性別不問)及び有効な学生証提示者に拡張
身体障害者手帳所持者 付き 添い者 1 名迄	無料	無料 ※付き添い介助者を現行の 1 人から 2 人迄に拡張
一般	2000 円	同左(現行通り) ※将来的に改定を検討する

上記施策を行う上で、費用に関する不足分に関しては以前から問題となっている「日帰りでも十分職務を全う出来るにも拘らず行われる宿泊を伴う出張」や「必要以上に行われる飲食を伴う会合」の即時中止、近年当たり前となっている「オンライン会議の活用」等が無駄な費用の削減をまず行った上で充当し、それでも足りなければ予備費の取り崩し等の検討を行えば、出来ない内容ではないと考える。

上記提案について、執行部の見解如何。

2-2:ハムフェアの参加費について

2022 年開催分では、コロナ対策名目で参加費を割増徴収した。

この「コロナ対策名目の割増金」で一体どのような措置を行ったのかを明確にされたい。更に、2023 年分の純粋展示に関して、大幅な値上げをしているが、

・純粋展示のみ値上げした件に関して、「純粋出展の費用は一般出展の半額とし、連盟が半額を負担、減免を行って来た。しかし、出展数はクラブ出展数全体の約半数になり、連盟の負担額も増加している為再検討を行い、半額としていた純粋出展の費用を一般出展の 2 割減額に改定させて頂く事となった」と回答があったが、切り詰めるべき所は切り詰め、負担軽減を行う必要がある点は認識しているか

・値上げした分の金額の使い道

・今回行った値上げを今後純粋展示に限り、恒常的に行うのか

・これ以上の値上げが行われた場合、ハムフェアではなく、他展示会での展示に切り替える動きもある事を承知しているか

上記4点を明らかにすべきである。

執行部の見解如何。

2-3:(2-2 関連)ハムフェアの開催場所の有効活用・経費について

ハムフェアの開催規模や経費について、場所の有効活用や費用圧縮を行うべきとの意見が会員から挙がっている。

その為下記の記事を行うべきであるとする。

- ・チケット数単位での入場人数算定(チケット単位での入場料収入の明確化)
- ・休憩所・入場ゲート・広大な通路等の削減出来るスペースを削って1区画に収める
- ・アンテナタワーの為に賃料を支払っている屋上の空きスペースを活用する(駐車場以外の使い道の検討)
- ・コンセント席を1か所に纏めて工事費用を節約する

合わせて、ハムフェア単体の総経費をJARL NEWS等のパブリックな媒体で出すべきと考えるが、執行部の見解如何。

2-4:(2-2 関連)ハムフェア 2022 の東京ビッグサイト利用料について

新型コロナウイルス感染症対策を名目に出展料が値上げとなったのは前述の質問 2-2 で述べた通りである。

当方が入手した利用料請求書によると、約1200万円が会場の賃料(3日分)、後日精算の電気代や物品レンタルを初めとする雑費が約200万円だが、新型コロナウイルス感染症対策による体温チェッカーのレンタル料は後者に含まれ約5万円で、先述の値上げの幅と比較して更にパーテーションパネル等を加えても不相当と考える。

また、そもそも約1200万円の賃料は非常に高額で財政状況も芳しくない中で、費用対効果も疑わしい中で同一会場で開催し続けるのは非常に疑問であり、更に安価で開催出来る会場の選定を要望する。

執行部の見解如何。

2-5:JA1QIW 鈴木誠弁護士に対する顧問弁護士費用と同氏の役割について

2022年度分会計帳簿を見る限り、鈴木誠弁護士に対する顧問弁護士費用を払い続けている一方、オーセンスに対し会計帳簿開示請求に対する訴訟関係一切を委任している。現状の事を考えると、最早オーセンスが顧問弁護士然としており、鈴木弁護士の役割が全く見えて来ない。

それにも拘らず、鈴木弁護士に対し顧問弁護士費用を支払い続けている理由は何か。

併せて、2022年度に鈴木弁護士に依頼した案件は何かがあるのか、今後も鈴木弁護士と顧問契約を続けるのかをそれぞれ明らかにされたい。

執行部の見解如何。

3:第2号議案 民法改定に伴う社員選挙関連諸規約改定(被選挙権下限年齢引き下げ)について

3-1:社員選挙の「WAKAMONO」枠の制定・被選挙権緩和について(提案)

若年層の為のハム育成や、若年層会員の意見を社員総会に吸い上げる為、「社員の『WAKAMONO』枠」を提唱したい。

「若年層が増えている」とは言え、その声を吸い上げる場所がないのはおかしいのではないかと考える。

今回提起されている議案が仮に賛成多数で成立したとしても、現状20~30代会員の立候補はほんの僅かであり、場合によっては質問7-24にて後述する地域のしがらみ等もあり、立候補したくても立候補出来ない可能性もある。

そこで、敢えて「社員の『WAKAMONO』枠」を設ける事により、若年層会員の声をダイレクトに当連盟執行部に届けられるのではないかと考える。

対象人口的に全国区選挙となると考えられるが、若者の意見を確実に届ける為には、その様な方策を取るべきである。

合わせて、現在の当連盟選挙規約上の「被選挙権の要件」は「当連盟の正員を連続3年以上継続している者」であるが、上記で述べた「WAKAMONO」世代の社員を増加・世代交代を促進する点で、被選挙権の最低要件を「連続3年以上の正員」から「通算3年以上の正員」とすべきと考える。

いずれも規約の改定が必要となるが、執行部の前向きな答弁を求めたい。

同時に、そもそも論として「連続3年以上」とする根拠は何か、明らかにすべきである。

執行部の見解如何。

3-2:「本議案の対象とする社員」の対象範囲について

当該議案は「社員」の被選挙権年齢を引き下げる事を目的としているが、この「社員」を指す範囲は、「地本選出社員のみ」なのか、「支部選出社員(=各地域の支部長)も含む全社員」なのかを明確にされたい。

各地域の支部長も対象となると、一気に支部の若返りが期待出来、新しい視点での支部運営が出来るのでは、と考える。

執行部の見解如何。

3-3:地方本部長を含む理事候補者選挙に関する年齢引き下げについて

当該議案が成立した場合、社員の被選挙権年齢が引き下げになるが、一方で地方本部長を含む理事候補選挙も同様に被選挙権年齢の引き下げにはなっていない。

社員の被選挙権年齢を引き下げるのであれば、同様に地方本部長を含む理事候補者選挙の被選挙権年齢も引き下げるべきだと考えるが、何故引き下げられないか、理由を確認したい。

社員と同様に、執行部側の新陳代謝をすべきとの立場から質問する。
執行部の見解如何。

4:第3号議案「地方本部長選挙制度」設置について

4-1:地方本部長欠員時の選挙について

当連盟の地方本部長が何らかの理由で欠員となった場合、現行規約では「理事ではない地方本部長(所謂「但し書き地方本部長」)」を充てる、となっており、今回提出されている当案も同様になっているが、本来であれば補欠選挙が行われるべきである、と考える。

残任期が2~3箇月ならまだしも、半年~1年以上ある場合は選挙を行い、各エリアを統括する代表者として地方本部長の補欠選挙を行う必要があるのではないかと。

提出者並びに執行部の見解如何。

4-2:(4-1 関連)理事欠員時の理事信任投票について

当連盟の地方理事たる地方本部長が欠員となった際、「理事ではない地方本部長(所謂「但し書き地方本部長」)」となっているが、任命された直近の社員総会で「理事としての信任投票」を行うべきである。

本来であれば、各地域の会員の声を生かし、執行部の一員として組織運営に当たる地方理事が欠員となっている状況は好ましいとは言えず、地方本部長の補欠選挙を行った場合、社員総会での「理事としての信任投票」も併せて行うべきである。

提出者並びに執行部の見解如何。

5:第4号議案 JG1KTC 高尾義則代表理事解任決議案について

5-1:執行部の基本姿勢について

当連盟の執行部の基本姿勢を今一度確認したい。

- ・全国理事の役割分担はどうなっているのか、分担されていない場合の対策について
- ・「会員ファーストの会」と「正常化プロジェクト」の対立についての所感、対話の努力をしているか

- ・執行部と社員の対話の場が年1度の社員総会しかなく、それ以外の「懇談の場」を用意すべきだと考えるが、その必要性を認識しているか

執行部の見解如何。

5-2:「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」について

当該総務省の会議について、当連盟を代表して高尾会長が出席していたが、詳細な議事録が一切公開されていない。

別途行政開示請求を行い、全ての回の速記録を入手したが、意見表明や議論の部分全

てや、一部発言者と言った重要な部分が全て黒塗りになっており、会長がどのような発言をしたか全く見えない。

当連盟を代表して出席したのは明白であるが、我が国を代表するアマチュア無線家の組織としてアドバイザリーボード内でどのような動きを行ったのか、会長が担った役割の明確な説明を要求する。

併せて、重要な部分の黒塗りについて、会長から該当部分を黒塗りにする様、何らかの働き掛けを行ったのか確認したい。

執行部の見解如何。

5-3:会長による政治献金とその効果について

2022年度分の会計帳簿開示請求にて入手した帳簿より

- ・ JA1LXG 小淵優子衆議院議員の政治資金団体(未来産業研究会)
- ・ JI4SAR 江島潔参議院議員の政治資金パーティ
- ・ 7K1KJK 泉田裕彦衆議院議員の同パーティ
- ・ 小淵・江島・泉田各氏の所属する各派閥(小淵:平成研究会/江島:清和政策研究会/泉田:志帥会)のパーティ

に対して各々献金しているが、

・ 何故連盟の財産から拠出するのか、拠出するなら会長のポケットマネーで拠出すべきではないか

・ 上記議員や政治資金団体に対し、政治献金を行う事による連盟やアマチュア無線界全体の効果やメリットは何か、また成果を出せているか

上記、回答を求める。

執行部の見解如何。

5-4:JI4SAR 江島潔参議院議員再選記念の胡蝶蘭送付を連盟会計から賄った件について

同じく、2022年度分の会計帳簿開示請求にて入手した帳簿より、同年執行分の参議院選挙にて、山口県選挙区で再選した江島潔参議院議員の元へ胡蝶蘭を送付している。

送った肩書が「JARL 会長」として送ったならまだ分かるが、個人名で送った場合、本来あってはならない「私的流用」に該当するのではないか。

一方で、「JARL 会長」として送ったのであれば、寧ろ「アマチュア無線を愛する議員」である江島氏とどのような連携をしたのか、もっとアピールすべきである。

しかし、その連携が表に出て来ず、「ただ記念撮影をして終わりなのではないか」と疑いを持たれてしまう事を認識しているか。

もし誤解を与えてしまう様な振る舞いをしている認識があるなら、積極的に「議員に対しどのような活動を行ったのか」等の情報を会員に対し示すべきである。

執行部の見解如何。

5-5:各種規約書類に於ける理事会の審議について

当連盟の各種規約書類について、その年月の直前の理事会で各種規約書類の改訂が議案として審議されていたか精査すべきである。

仮に正当な手続きを経て規定等の改訂が行われるならば問題ないが、元理事の方から、「過去の理事会で規約書類の審議で疑わしい点を指摘した経験が有る」とのメッセージも頂いており、些細な事でも確認が必要であると考えます。

今手元にある書類では、昨年4月が最終更新年月となっているが、その際の審議過程を詳らかにされたい。

執行部の見解如何。

5-6:第63回理事会に上程された各種専門委員会提案の否認について

第63回理事会で各種専門委員会の設置を否認した理事にお尋ねする。

既設の専門委員会で済むとした案件もあるが、各種専門委員委員の選出基準が曖昧であり、委員会メンバーの実績を見ると心許ないと思われる方が居る、と言う指摘が元社員の方から挙がっている。

所謂「会長の意に反する者」を支部役員、地方本部役員、専門委員に採用しないのであれば、その事を定款及び規則ではっきりと明言すべきである。

当該理事の見解如何。

6:第5号議案 JR3QHQ 田中透関西地方本部長・理事解任決議案について

6-1:解任決議案成立時の大阪万博記念局準備対応について

第65回理事会に於いて「万博記念局実行委員長は田中理事とする」と決定されているが、当議案が成立した場合、一体誰が実行委員長を務めるのか。

既に田中理事の方で開催予定地に入り、関連各団体・企業と調整を行っている様であるが、理事解任となった場合、実行委員長も交代させる考えなのか。

仮に委員長交代となった場合、新しい記念局実行委員長と万博実行委員会との関係性構築を行う必要があり、余計なコストが掛かってしまうのではないかと。

一方、解任して尚、田中理事に委嘱する場合、「理事・地方本部長解任」を行ったのにも拘らず、「記念局実行委員長」を続けさせると言った、連盟組織の活動に一貫性が保てなくなるのではないかと。

提出者並びに執行部の見解如何。

6-2:当議案に於ける起案者の責任が不明確な件について(提案含む)

他の社員提案では起案者や筆頭提出者名が明記されているが、当議案についてはそれらの一切が隠蔽されており、ただ賛同者の一覧が羅列されているだけである。

提出要件を満たしているとは言え、何故起案者を隠す必要があるのか。

堂々と「私が起案しました」と出せないのは、「表に出せない特殊な理由」があるのでは、と勘繰られても仕方がないのではないかと。

そもそも、理事会の様子等、社員が知る由もない事項が記載されており、誰かの入れ知恵があったのではないかと、言わざるを得ない。

今後、この様な事を防ぐ為、文責等の所在を明確にする必要があると考える。

その為、社員提案議案の提出要件に起草者や筆頭提出者の明記を義務化するべきである。

提出者並びに執行部の見解如何。

7:報告事項 1 2022 年度事業報告について

7-1:「会員拡充の取り組み」に関し、ハムフェア 2022 開催について

前回、ハムフェアが3年振りの開催となり、私も出展者の側としても、また一参加者としても大いに楽しませて頂き、大変感謝している。

その一方で、改善すべき点も多い、と感じる。

まずは出展のハードルの高さである。

未だに代表者名や住所等をパンフレットに掲載する等、現在では個人情報保護の観点から問題ある方式で連絡先が掲載されている。

せめて、出展団体名とEメールアドレス等を掲載するに留めるべきではないだろうか。尚、住所記載欄については上記の通り完全廃止すべき立場であるが、記載すべき住所を市区町村迄とした点は前進と評価する。

そして、最大の問題点はパーティションパネルの薄さである。

何をぶら下げようにも強度に問題があり、ディスプレイ等重い物をぶら下げよう物ならパネル自体が倒壊してしまう危険性を孕んでいた。

これは非常に危険であると言わざるを得ない。

その上、パーティションパネルに貼り物をしようとする翌朝には剥がれる、といった事案が多発した。

レンタル品であるが故、跡が残るガムテープ等は使えず、マスキングテープやビニールテープで対応せざるを得なかった事は私の所属するクラブ内からも苦情の声があった。

設置・撤収の安全面から、各スペースに脚立があると作業がし易い為、次回からは必要に応じて脚立の配置を要求する。

上記の様なパネルの強度の問題もあるが、そもそも論として、地代とパーティションパネルのセット価格となっているが故、出展料が高額になっており、興味を引く様な出し物を出来る人が出展出来ない原因になっている、との指摘が会員から挙がっている。

そこで、基本的に地代だけとし、パーティションパネルは必要に応じてオプションとして発注出来る様にする事で出展料を値下げし、より気軽に出席出来る様にすべきと考える。

執行部の見解如何。

7-2:「アマチュア無線活動への推進」に関し、中央局運用について

JARL 中央局について、下記の回答を要求する。

- ・ JARL 中央局の役割とは?(そもそも論)
- ・ モード別での月間運用時間
- ・ 中央局運用委員会メンバーとその選定過程
- ・ 中央局運用委員会の業務内容

執行部の見解如何。

7-3:(7-2 関連)「アマチュア無線活動への推進」に関し、会員による中央局運用の申し出について

とある会員が連盟本部を訪れた際、中央局の運用をしたいのだが断られた、と言う事案が発生した。

本来であれば、中央局は当連盟の会員が誰でも運用出来て然るべき設備である筈であり、初心者や設備上の問題で運用出来ないバンド・モードがある会員が気軽に体験出来る場所でないのはおかしいと言わざるを得ない。

何故、本部を訪れた会員によるオペレーションが許されていないのか、平たく言えば「会員の運用を拒否する理由」と「その理由の信憑性・合理性」を明確にされたい。(監督者の人的リソースの問題なのか、資格別リグの問題なのか、それ以外なのか)

会員が気軽に中央局の運用を出来ないのであれば、規約を改訂すべきである。

JARL 中央局運用委員会の決定が当連盟の規約を優越する理由を明確にされたい。

執行部の見解如何。

7-4:(7-2 関連)「アマチュア無線活動への推進」に関し、定期的な情報送信の為に中央局運用について(提案)

ARRL の中央局「W1AW」局では、CW/RTTY/PSK 等、様々なモードでアマチュア無線に関するニュースを定期送信しているが、連盟中央局「JA1RL」局でも同様の事業を行う事を提案する。

CW での運用は聞き取りの練習にもなり、その他デジタルモードでの運用は各種モードにチャレンジせんとするアマチュア無線家の手助けになる。

更に、受信側のアンテナ調整や機器調整の役にも立ち、一石何鳥にもなり得るのではないか。

執行部の見解如何。

7-5:「アマチュア無線活動の推進」に関し、社団局の現状について

社団局の現状について、下記の通りお尋ねする。

アマチュア無線に限らず、コロナの影響でミーティング等の諸活動を見合わせざるを得ず、会費も集められない。特に地域社団局は影響は大きい。

また、学校社団局では部活動が停止した為、引継ぎが上手く行えていない点がある。

結果として、社団会費や社団免許維持費用の負担に耐え切れず、解散する団体も出て来ている事を認識しているか。

執行部の見解如何。

7-6:「アマチュア無線活動の推進」に関し、登録クラブの更新期間について

連盟の登録クラブの更新期間が厳し過ぎる、と言った声が会員から挙がっている。期間内に更新が行われないと活動を継続しているにも拘らずリストから外され、登録クラブが更に減少している様に見える。

登録クラブの更新期間を延長する等の措置は取るべきだと考えるが、執行部の見解如何。

7-7:「アマチュア無線制度の改善」に関し、対総務省行動、特に本年施行の電波法施行規則等の一部改定に関する当連盟の活動について

本年3月22日公布施行の規則・告示と9月25日施行の規則・告示についてお尋ねする。

「かねてからJARLが陳情して来た」のであれば、陳情文はどのような物かを明らかにされたい。

2023年6月1日公布施行のデジタル簡易無線のチャンネル増に関しては(一社)全国陸上無線協会は要望書を一般公開している。

JARLも同様に少なくとも会員専用ページで要望書を公開出来る筈だと考えるが、公開しない理由は何か。

また、今回の改正案は内閣府ワーキンググループにYOTA JAPAN事務局として招聘されていた、JQ2GYU 櫻井豊氏が提出した案が原案になっている。

「同じ案をJARLが先に出している」なら物証を示すべきではないか。

執行部の見解如何。

7-8:(7-7 関連)「アマチュア無線制度の改善」に関し、「法務委員会」創設について

先述の質問7-7に関連し、内閣府はJARLとJARLにも声を掛けたと言う物証があるが、どちらも適任者を選任出来ずに居た為、YOTA JAPAN事務局として先述の櫻井氏が招聘された経緯がある。

2度と同じ轍を踏まない様、アマチュア無線関連法令規則告示の改定陳情原案を練る専門委員会として法務委員会の設置を要求する。

その際、法務委員会の委員には、会長の意に反する意見を持つ者も採用するべきではないか。

組織の長のイエスマンのみでの組織運営は、組織の長が道を誤ったら破綻する事は自明の理である。

適切な対案を出せる者が各種専門委員会や理事、監事、支部役員、地方本部役員には

絶対に必要であると考える。

執行部の見解如何。

7-9: 「アマチュア無線制度の改善」に関し、対国会議員行動について

過去の帳簿開示請求にて、会長が自民党宏池会の政治資金パーティに出席した事が明らかになった。

同派にはハム議員である左藤章衆議院議員(当時)が所属しており、政治家との接触は先述の質問5-3でお尋ねした通り、寧ろ積極的に行うべきであるが、パーティに出席した結果としてどの様な活動を行ったのか、の報告や説明を行うべきではないだろうか。

同時に、将来的に政権交代があった場合を見越して、自民党以外の各政党にも接触をしないのか確認をしたい。

執行部の見解如何。

7-10: 「アマチュア無線制度の改善」に関し、所謂「バンドプラン大幅簡素化」について

本年9月25日以降、バンドプラン告示が大幅簡素化される。

短波帯以下はA1A系乃至J3E系、28MHz以上はF3E系、J3E系、A1A系に大別され、現状の様な細かさが無くなる訳であるが、これにより新たな軋轢が生まれる恐れがある。

JARLとしてはどの様に対応するか、早急に決める必要がある事を認識しているか。

尚、かつてはJARLガイドラインだった故に「JARL会員では無いからJARLが決めたバンドプランを守る必要は無い」と豪語していた方が居たが、その再来は困る。

2021年に行われたIARU Reg.3会合からの宿題である「7041kHzでの日本同士のFT8のQSY先検討」は御粗末過ぎる返信をIARUに行った様であるが、どう対処するかを改めて確認したい。

執行部の見解如何。

7-11: 「アマチュア無線制度の改善」に関し、所謂「自局内通信」について(提案)

先に出された制度改定に向けたパブコメの返答の中に、「自局間通信」を明確に禁止する回答が総務省から正式に提示された。

例として、Wires-Xのノード局等を移動しない局として開設する事が出来ず、その為だけに社団局を立ち上げる必要があり、行政に対し余計な負担を掛けてしまう事に繋がる。

また、アマチュア無線を使った新しい通信方式の開発を行う場合、どうしても自局間通信が必要となり、「自局間通信の禁止」が大きな障壁となる。

そこで、既に私個人としても国会議員に対し「自局間通信の解禁」に向けて働き掛けを行っている所ではあるが、当連盟としても関係各所に働き掛けを積極的に行うべき

ではないか。

執行部の見解如何。

7-12:「電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」に関し、所謂「旧スプリアス機使用期限延長」について

旧スプリアス機使用期限延長はコロナ禍に伴う買い換え低迷等を含んでいる事を執行部は認識しているか。

コロナが完全に収束していないとは言え、期限延長パブコメの際の前提では、今後経済が活性化すれば再度期限を設定される事になっている。

世界の趨勢は「アマチュア局は自己責任で所有する送信機の機能維持に努めよ」であり、スプリアス規制は対象外である。

仮に期限が再設定されるとしても、実測機器を持つ者は少ない為、現状では TSS や JARD の保証事業が多忙になる事が想定される。

総務省と話し合い、しっかりと落とし所を決めるべきだと考えるが、執行部の見解如何。

7-13:「電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」に関し、違法無線局対策について

末尾に行政開示請求にて入手した「'17年度からの5年間に1エリア管内で受領した80条報告の通報処理件数」を添付する。

ご覧頂ければ分かる通り、過去5年間でこれだけの通報→処理件数がある。

しかしながら、通報されて調査が行われる迄かなり時間が掛かったり、通報を行っても正しく処理されない等で生じた暗数が生じている、と考える。

そこで、有効なのが規正局等の運用であるが、その観点で下記お尋ねする。

- ・規正局の運用について、スクランブル発進的に予告なしに運用する事を考えているか
- ・個別通報の場合、処理されない事例が生じている一方、当連盟に集約する事により、総務省に圧力を掛ける形で80条報告が行えると考えますが、実施の如何について考えているか
- ・当連盟として80条報告について定量的に処理されている事の監視をしているか
- ・報告が処理されていない場合、国会議員等を通じて適切に処理させる等の圧力を掛ける事を考えているか
- ・違法・不法運用問題について連盟として適正利用を呼び掛けの文書等を送付している業界団体等はあるのか

併せて、上記活動等を JAIA 加盟社及び八重洲無線等メーカー各社及びその販売店と協力して行っているか

執行部の見解如何。

7-14:(7-13 関連)「電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」に関し、

「あまちゅあがいだんす」の運用について(提案)

一部の支部では、「あまちゅあがいだんす」局を運用出来る資格を持った人員の絶対的な人数が少ない為、運用人員の公募を行っている一方で、運用出来る資格を多く持つ支部では、当番日でも手を上げない支部がある、と聞き及んでいる。

電波環境の改善の為、より積極な運用を行う為、「あまちゅあがいだんす」局の運用実績を各支部に求め、適切な運用を行っていない支部の人員を交代させる等の措置を取るべきではないか。

合わせて、「あまちゅあがいだんす」運用可能資格(3陸特以上)保有者について、連盟として任意に会員等に保有者に届け出て運用可能者をプールする事はしないのか。

執行部の見解如何。

7-15:(7-13 関連)「電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」に関し、「社会貢献活動」に対する大日本猟友会の介入とハムバンドの電波環境保護について

2021年のアマチュア無線に関する電波法施行規則改定に伴い、「大日本猟友会による有害鳥獣対策も対象」となったが、「場合によっては金銭上の利益に該当するのではないか」との声が一部会員から挙がっている。

私も当該パブリックコメントの募集があった際、上記の理由で反対の意見を送った。

この件について、大日本猟友会の会長は常任参与として当時の自民党幹事長だった議員の派閥に入っており、氏の政治的権力を使って無理矢理捻じ込んだのでは、との疑いを抱いている。

総務省に対し、行政開示請求を行ったが、当該資料はない、との返答があり、真相は闇の中である。

JARLとして、大日本猟友会の要求に対し断固として拒否し、アマチュアバンドを守るべきではなかったのか。

或いは、特定小電力無線やデジタル簡易無線等の活用を提案すべきではなかったのか。この時、JARLの活動としてどのような活動を行ったのか、答弁を求める。

尚、猟友会問題に関し、私の友人である衆議院議員を經由し総務省に照会した所、総務省側から「確かに解禁はしたが、そもそも狩猟でアマチュア無線を使う事は想定していない。狩猟行為自体に金銭上の利益が皆無とは言えず、『アマチュア業務の本旨』からも外れる可能性がある」との回答を得た。

それなら、一層JARLとしても抵抗すべきではなかったのか。

執行部の見解如何。

7-16:「電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」に関し、ソーラーパネル問題について

東京都議会で新築住宅への太陽光パネル設置を義務付ける条例が成立したが、当連盟はソーラーパネル問題でどのような働き掛けを行ったのかを明らかにされたい。

ソーラーパネルは日中だけでなく、夜も蓄電設備からノイズが発生しており、夜間帯の通信にも悪影響を及ぼす事を認識しているだろうか。

更には、太陽光パネルは直流で発電される為に必要な交直変換装置とされるパワーコンディショナー(通称:パワコン)のうち、大変質の悪い製品があり、そこからスプリアスが発せられアマチュア無線も然る事ながら、航空無線等の重要無線も妨害していた事が判明したと一部報道があった。

その為の対策を当連盟としてどう取ろうとしているか、合わせて答弁を要求する。

執行部の見解如何。

7-17: 「電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」のうち、「電波環境に関する対応」に関し、「短波帯デジタル固定局」作業班での当連盟の役割について

情報通信審議会陸上無線通信委員会「短波帯デジタル固定局」作業班に関して下記、お尋ねする。

- ・作業班内に於ける当連盟の役割は何か

- ・巻末資料に添付する DATACOM 社の局免情報を見る限り、7/10/14 各 MHz 帯に隣接しているが、国立天文台からの参加者とは異なり、各バンドへの干渉回避の為の調査要請を行っていない

当連盟としても同社や総務省に対し同様の調査要請をすべきではないのか

- ・同班第3回会合の資料で「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」とあるが、この文言には「アマチュア無線局を除く」との記載がある

これは、あまりにもアマチュア無線が軽んじられている一文である

何故この様な結果になったのか、詳細な経緯の説明を要求する

執行部の見解如何。

7-18: 「会員増強と会員事業の推進」のうち、「広報活動」に関し、移動運用のルールについて

私の所に、「移動運用時、ガードレール等の公共物にアンテナを支えるワイヤー等を括り付けている所を見た事がある。許可なしでその様な事を行っている事はまずいのではないか。無線の大声とか発電機の音とかで迷惑と感じている声もある」との意見が会員から寄せられた。

アマチュア無線を代表する団体として、上記の様な不適切な運用例を挙げて注意喚起すべきではないか。

具体的には、JARL NEWS、連盟 Web サイト、連盟メルマガ、月刊 CQ、HAM World 等の媒体に「移動時の運用マナー」の掲載が考えられる。

特に会長は移動運用のスペシャリストと認識しており、月刊 CQ での連載や実地でのセミナーも持っておられる。

そこで改めて「移動運用時のルール」として記事を作成したり、セミナーで運用ルールの重要性を講演項目に盛り込むべきである。

併せて、コンテストの告知と共に、「マナー順守」について項目を目立つ様に告知、場合によってはルールとして整備すべきではないだろうか。

いずれ、行く土地土地で「移動運用禁止」となった場合、我々アマチュア無線家だけでなく、フリーライセンスラジオ愛好家等の全ての「無線愛好家」全員が困る事を十分認識すべきである。

執行部の見解如何。

7-19:「非常災害時への態勢整備」に関し、防災政策について

東日本大震災から12年余経過するが、東北地方を初めとし、「アマチュア無線の防災への活用」は低調な地域が多い。

「防災士」の資格を発行する特定非営利活動法人日本防災士機構や、アマチュア無線家が運営関係者に少なくないコミュニティFM局(及びその業界団体であるJCBA日本コミュニティ放送協会等)に働き掛けは行わないのか。

執行部の見解如何。

7-20:(7-19 関連)「非常災害時への態勢整備」に関し、JARL 各支部と都道府県との防災協定締結の強化について

一部のJARL各支部と県等が阪神淡路大震災及び東日本大震災を踏まえて、「災害支援協定」等を締結しているが、地方間でもムラがある現状になっており、今後発生が懸念されている、千島日本海溝及び南海トラフ巨大地震等の地方及び日本列島全体に影響を及ぼす巨大災害に対しての備えには不十分と指摘されている。

そこで、現状の「災害支援協定」の締結状況は如何程であるか、また全都道府県とJARL各支部等の締結を目指して本部は支援を行うのか、更には地方での包括連携を目指して各地本としても活動を起こす方向性はあるのか。

また、災害発生時に重要な機能を果たす、日本赤十字社、同アマチュア無線奉仕団、全国社会福祉協議会等ボランティア団体との関係構築は現状如何程で、どの様な目標を目指し活動するのかを問う。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進基本計画(2022/9/30 開催の中央防災会議)にも「国及び地方公共団体は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図ると共に、中間支援組織(NPO・

ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう・・・」 「国及び地方公共団体は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、意見交換を行う情報共有会議の整

備・強化を、研修会や訓練を通じて推進するものとする。」とあり、前述についての巨大災害への対応が必要と考える。

執行部の見解如何。

7-21:「青少年へのアマチュア無線活動への支援と身体障がい者への援助・協力」のうち、「青少年へのアマチュア無線活動への支援」に関し、WAKAMONO 関連施策について

既に質問 2-1 で記載した提案以外について質問する。

2021 年の総会にて、私が執筆し JN3RVM 中嶋前社員が質問を行った件の進捗も含め、回答を要求する。

- ・学校社团局に対する無線機とアンテナ貸し出しの是非
- ・「WAKAMONO イベント」の対象年齢層に対するニーズ調査
- ・コンテストのシングルオペレータのジュニア部門設立

執行部の見解如何。

7-22:(7-21 関連項目)「青少年へのアマチュア無線活動への支援と身体障がい者への援助・協力」のうち、「青少年へのアマチュア無線活動への支援」に関し、大学社团局について(提案)

大学社团局について、学校社团局自体減少している為、周辺地域の学生等も受け入れる様、連盟からも働き掛けて頂きたい。

上記について、一部大学社团局で非協力的な者も居り、唯でさえ減少している若手の獲得が遠のく懸念がある。

また、実態として学生主体ではなく、教員や OB 主体、若しくは大学公認団体ではない大学社团局が JARL 登録クラブリスト上に「学校クラブ」と登録されている団体が散見され、統一感がないと感じられるとの声もある。

一方、大学社团局等について「自動的に更新される」と記載があるのにも拘わらず、再度の手続きを求められる事例も多数ある模様である。

書類作成に必要な公印入り書類の提出は非常に手間が掛かる為、改善を要求する。

上記について、執行部の見解如何。

7-23:(7-21 関連項目)「青少年へのアマチュア無線活動への支援と身体障がい者への援助・協力」のうち、「青少年へのアマチュア無線活動への支援」に関し、所謂「お試し会員」期間中に送られた QSL カードの取り扱いについて

現在、お試し会員は 1 年間無料としているが、お試し期間内に受けた QSL カードは現状からすると期間後に送られるのではないだろうか、と言う危惧の声が会員から挙がっている。

現状の QSL カードの配送状況を鑑み、お試し期間中に島根ビューロに到達した QSL

カードは「お試し会員」期間が終了した場合の扱いはどうなっているのか。

仮に、「お試し会員」のまま継続会員とならなかった場合、正会員ではないとして折角発送した「お試し会員」向けに送られた QSL カードが処分されてしまうかどうかを確認したい。

仮にカードが破棄された場合、折角お試しで会員になったのにカードが届かず処分されるのはモチベーションが下がり、無線から足が遠退く要因となるのではないだろうか。

少なくとも、「お試し会員」向けに送られた QSL カードはどんなに遅くともしっかりと手元に送られるシステム作りを要求する。

執行部の見解如何。

7-24: 「2022 年度行事」のうち、「社員通常選挙」に関し、当連盟の地方本部選出社員選挙について

当連盟の地方本部選出社員選挙に於いて、立候補する人数について既に支部長間で決まっている場合があるとの内情を会員から伺っている。

具体的には、単一支部内限定での 10 人の推薦人が必須、と言ったローカルルールの存在があり、そのルールは一部のメンバーしか知らない為、実質的に支部の内情を深く知る人しか立候補する事が出来ない、と言った内容であるが、各支部内で予備選挙的な事が行われるのであればまだしも、談合で「この人を擁立する」と決めてしまって本当に良いのか疑問である。

この慣例を破ろうとすると地本内や支部内の立場が悪くなる為、社員になろうとするには、代替わりを待つしか手がない。

これは本当に「民主的」なやり方なのか、非常に疑問である。

斯様な「特殊な地域事情」については、どうしても無投票を志向したい場合、例えば地本や支部内で予備選挙を行い、その当選者を本選挙の候補者とする等をルール化すべきであると考ええる。

併せて、定款に定められている社員の定数上限 140 議席のうち、現行の総定数(138 議席)を抜いた 2 議席が余っており、これを余らせておく理由はなく、会員数に対して議席数の割り当てが不足している地域(具体的には関東地本)に割り当てべきであると考ええる。

上記内容について、執行部の見解如何。

7-25:(7-24 関連) 「2022 年度行事」のうち、「社員通常選挙」に関し、「局免切れ社員」が存在した件について

2020 年執行の通常選挙にて当選した関東地本選出社員にて、所謂「局免切れ」社員が発生した。

私が記憶している限りでは 2021 年総会前後には局免切れ状態となっており、本来であればその時点で該当社員は失職の上、次点落選者が繰り上がりになっているべきで

あったにも拘らず、結局 2022 年 2 月に入ってから次点落選者が繰り上げ当選となった。(尚、2022 年執行分の選挙でも関東地本で同様の事象が発生したが、この場合は自ら辞職した為、この事例に該当しない物とする)

本来であれば、「局免切れ正員」の定期的調査で発見出来る事例ではあるが、同調査を行わなかった場合、「局免切れ社員」がずっと存在する事となり、「総会の妥当性」その物が疑わしくなる。

大差で表決がなされるならまだしも、小差で決した内容なら猶更である。

言う迄もないが、「社員」は「正員資格」を有する者から選挙される。

定款上、「正員資格」は「局免を有する者」と定められており、局免の期限が切れている、と言う事は当然、その資格も失う→会員の代表である社員の議席も喪失するべきである。

今後、社員の構成年齢がどうなるかは見通せないが、これと同様の事が今後発生し得ないとは言い難い。

同様の事が発生しない為にも、定量的な「局免切れ正員」の調査を求める事は勿論、「局免切れ社員」が発生した場合の対策を速やかに取る方策を執行部に要求すると同時に、今回の事象について弁明を求めたいが、執行部の見解如何。

7-26:(7-24 関連)「2022 年度行事」のうち、「社員通常選挙」に関し、地方本部選出社員欠員時の選挙について

当連盟の地方本部選出社員が欠員した場合、次点者が繰り上げ当選する事となっているが、無投票である地方本部は 1 人でも欠けるとその分地域の声が届きにくくなってしまう。

そこで、無投票地域で欠員が発生した場合、遅くとも社員総会の招集通知がある迄に当該地域一斉に補欠選挙を行うべきだと考えるが、執行部の見解如何。

7-27:(7-24 関連)「2022 年度行事」のうち、「社員通常選挙」に関し、但し書き支部長選任時の社員就任信任投票について

当連盟の支部長の欠員補充を行う際、社員ではない支部長(所謂「但し書き支部長」とする事になっているが、該当の支部から地本選出社員が出ていない場合、支部内の意見が総会に届けられない弊害が生じる。

そこで、今後、「但し書き支部長」が選任された場合、遅くとも社員総会招集迄に当該支部正員に対し「支部選出社員への信任投票」を行う様規約を変更すべきだと考える。

執行部の見解如何。

7-28:「2022 年度行事」のうち、「社員通常選挙」に関し、理事・社員の連続就任期数上限について(提案)

現在の当連盟選挙規約では、理事候補は 80 歳定年、社員は定年がなく、何歳でも出馬可能である。

いずれも再選制限はない為、同じ顔触れが何回も理事や社員になり、新規参入のハードルが大変高いと感じる。

新陳代謝のない組織はいずれ硬直化してしまう事は明白である。

そこで、理事・社員共に多選制限を設けるべきであると考える。

どうしても後任が見つからない等の特別な事情がない限り、ある程度の期数で切り上げ、次世代に引き継ぐ事により、良い事は継続しつつ、良くない所は若い発想力で改良する事が出来ると考える。

その足掛かりとして、まずは、社員にも定年制を導入する所から始めるべきである。

併せて、会長の再任制限(8年間)を復活させるべきであると考える。

執行部の見解如何。

7-29: 「2022 年度行事」のうち、「社員・理事候補者通常選挙」に関し、当連盟の選挙広報について(提案)

当連盟の選挙に於いて、「候補者名とコールサインだけ書かれた投票用紙と注意書きだけ送られてもどの候補者に投票したら良いのかが分からない」と言った意見が散見される。

その要因には、当連盟 Web サイト上の目立つ所に選挙についての記載や、該当ページについてのリンクがない事と、候補者自体の政見が掲載された PDF ファイルへのアクセスのし辛さが考えられる。

その上、候補者の政見の公表は Web での公開を前提としているが、いざ投票の時にあって候補者情報をアクセスしても上記の通り探し難い場所にあり、結果として低投票率がずっと続いている。

投票率を高めるには、投票用紙と共に、各候補者の政見が記載された選挙公報を同封すべきではないか。

合わせて、候補者に対し、質疑応答等のコミュニケーションが取れるシステムを構築すべきだと考えるが、執行部の見解如何。

7-30: 「連盟地方支部行事」に関し、一部支部役員による支部イベントにおいて行った不適切行為について

一部支部役員に於いて、コールサインを使用した SNS(Twitter)アカウント上にて度々新型コロナウイルス感染症に関する陰謀論、デマを日常的に流布している、との告発が会員からあった。

2022 年 5 月、当該支部が主催した、CW 講習会に出席したある登録クラブ役員の学生に対し、当該人物はマスクの着用及び感染対策を巡り威圧的な言動を取ったと言う情報を得た。

この行為は優越的地位の濫用及び重大なハラスメント行為であり、新型コロナウイルス感染症対策に尽力した、連盟本部、各地方本部、各都道府県支部に対して貶める物に他ならない。

行動緩和が行われたとは言え、参加年齢層等の事を考慮すると、この様な行動は不用心であり、今一度注意を行うべきではないか。

我々社員は選出単位を問わず、アマチュア無線家の手本とならなければならない事を改めて認識すべきである。

各社員及び執行部の見解如何。

8:報告事項 2 2023 年度収支予算について

8-1:「2023 年度予算全体」に関し、予算編成全体について

今年も各種積立金取り崩し在りきの予算編成か。

執行部の見解如何。

8-2:「2023 年度予算全体」に関し、JARL NEWS 費について(提案)

JARL NEWS 費に関して、家族会員が居る場合、家庭数配布にする事で経費削減出来るのではないか。

執行部の見解如何。

9:報告事項 3 2023 年度事業計画について

9-1:(7-1 関連)「会員拡充の取り組み」に関し、ハムフェア 2023 開催について(要望・提案)

当質問書 7-1 では、2022 年度分ハムフェアを振り返っての要求事項を問うた。

併せて、2023 年開催分以降のハムフェアについての要望・提案等を記載する。

まず、出展要項を Web に掲載すべきである。

イベントの参加方法が Web で調べられず、郵便で請求を必要とするイベントは現代に於いてハムフェアだけであり、そこからも「参加したいのに参加方法が分からない」人々が零れ落ちている事を執行部は認識しているだろうか。

次回開催からは Web での掲載を要求する。

更に言えば、小間割り抽選会・説明会が平日開催である必要はあるのだろうか。

週末しか休みが取れず、抽選会に参加出来ない団体は不利な位置に割り当てられる等の不都合が生じている。

上記の事から、抽選会の土日開催を検討すべきである。

会員の皆様から頂いた声として、「どうもハムフェアは内向きに感じる」と言った意見がある。

つまり、質問 9-3 にて後述する「Maker Faire Tokyo」の様に興味を引く様な出し物がない、とも言い換える事が出来る。

そこで、出展者が楽しくなり、また訪れた来場者も楽しくなる様な魅力あるコンテンツを用意すべきである。

例として、特別記念局「8J1HAM」を体験局とし、無資格者向け運用体験コーナーを

設ける等を行えば、「無線で交信して楽しかった」と言う実績を作り、アマチュア無線家への取っ掛かりが出来るのではないかと考える。

併せて、かつて当イベントで行われていた同特別記念局に於ける特殊モード(FAX・RTTY・SSTV・PSK等)でのQRVも、「アマチュア無線の可能性」をより世間一般に広げる点で有効である。

一例として、昨年のハムフェア初日終了後、同特別記念局が7MHz帯でFT8にQRVしていたが、それを他のモードでも行えば良い、と言える。

是非「同特別記念局によるハムフェア会場からの特殊モードQRV」は今年度から復活して頂くよう強く要望する。

執行部の見解如何。

9-2:(9-1 関連)「会員拡充の取り組み」に関し、ハムフェア 2023 ポスターデザインについて

今春公開された今夏開催予定のハムフェア 2023 のポスターデザインについてであるが、公開して早々に中央に描かれている女性イラストについて、「中丸みつ」氏が商用イラストを出品するサイト「PIXTA」で販売している物でないか、或いは同イラストを一部アレンジメントして使用している、という指摘が各々会員から挙がった。

適正な権利処理、許諾等を行っているのか、またこのイラストを選定採用した経緯・趣旨は何か、同ポスター等デザインの経費は如何なる金額なのか、回答を求める。

執行部の見解如何。

9-3:「会員拡充の取り組み」に関し、各種イベント出展について

当連盟自体の活動として、先述のハムフェア以外の他のイベント(「コミックマーケット」等)へ出展する予定はあるのか。

若い人を集めるには、ハムフェア以外にもイベントに積極的に参加すべきで、その中でも若い人を中心に全年齢参加型の代表例として、「コミックマーケット(以下コミケ)」が挙げられる。

「コミケ」では、アマチュア無線の同人誌やハードの頒布を行っているサークルがあり、年齢問わず賑わっている。

その場で例えば記念局運用や無資格者向けの公開運用を行えば、注目度が一気に上がり、新たなアマチュア無線家の獲得に繋がるのではないだろうか。

下記、考えられる事例を申し述べる。

・イベントでのPRについて

世の中を見渡してみると、所謂「オールジャンル」と呼ばれる趣味に関する自らの作品や研究等、様々なものを発表イベントは数多く存在し広く開催されている。

その中でも先述の「コミケ」は、JARLの主催するハムフェアと同期のイベントとなっている事を申し添えておく。

「コミケ」は元より他のイベントからもアマチュア無線を世間一般に広くPRするに当

たって参考とすべき点は多々あると考えており、現状の様な子供相手にラジオを作っ
て教える大人達が満足するのではなく、「アマチュア無線だから出来る事」を前面に
押し出す発表の手法を学ぶ機会や他のジャンルとの交流を持つ為にも「Maker Faire
Tokyo」や「コミティア」、先述の「コミケ」等首都圏で開催されるイベントに一般
参加として参加してみても如何か。

その点を踏まえ、上記提案を基に幾つかの提案を行う。

- ・コミケ記念局コンテスト実施

記念 QSL カードの発行

オペレート周波数及び出力によりランク分けを行い交信する楽しみ

確実に繋がらないからこそその交信出来た時の面白さを PR 出来るものとする。

受信機での参加も出来るように FM ラジオ帯での SWL カードも発行する。

- ・交信場所について

会場内は場所が判る様、番地名が細かく割り振られている為、1.2GHz 帯・5.6GHz
帯の運用をする事でシミュレートではない、実際に人が多い場所での屋内伝搬の実験
データ取得が可能となる。

上記の通り、様々な事例を提案させて頂いたが、先ずは裸足で走るのではなく、他の
イベントやジャンルを知り、靴を履いてから走り出す事、つまりハムフェア以外のイ
ベントへ多くの社員、理事が一般参加し外の世界を学ぶ事を強く薦めると共に切実に
求めたい。

執行部の見解如何。

9-4: 「アマチュア無線活動の推進」 に関し、記念局の局免申請費用補助 について(提案)

社団会員がコールサイン変更の形ではなく、新規に記念局を開局しようとする場合、
当連盟が局免申請費用+特別局カード転送料金等の諸費用を一定額負担する事を提案
する。

これにより、金銭的負担が軽減されると共に、JARL 会員である事のインセンティブに
もなるのではないかと考える。

執行部の見解如何。

9-5: 「アマチュア無線活動の推進」 に関し、5MHz 帯開放について

5MHz 帯の開放に向けた進捗状況をお尋ねする。

- ・既に交渉を行っている場合、具体的な総務省との折衝状況
- ・まだ交渉をしていない場合、いつから始めるか等を含めた具体的なロードマップ

執行部の見解如何。

9-6: 「アマチュア無線活動の推進」 に関し、D-STAR 以外のデジタル方 式(具体的には C4FM/DMR 方式)レピータ開設について

従前から出ているが、デジタルレピータに関わる技術基準の見直し状況はどうなって

いるのかお尋ねする。

デジタル方式の電話モードも D-SATR の他にも C4FM や DMR が存在し、C4FM に関しては既に同機能を搭載したレピータが八重洲無線から発売されている。

それにも拘らず、未だに JARL は D-STAR 方式以外のデジタルレピータを認めていない。

C4FM 方式や DMR 方式のデジタルレピータはいつ開設が許可されるのか、逆に言えば何故 D-STAR 方式以外のデジタルレピータの開設を認めないのか、合理的な理由をご教示頂きたい。

執行部の見解如何。

9-7: 「アマチュア無線活動の推進」 に関し、免許制度の基準策定について(提案)

電波法の解釈について、初心者ならずとも混乱してしまう部分が出て来てしまう、との声が挙がっている。

例えば、「遅滞なく届け出」と言った法令について、特に初心者である程「『遅滞なく』の基準とは?」と分からなくなってしまう事が考えられる。

こう言った、法令の開設について当連盟として基準を策定しておくべきではないだろうか。

上記提案について、執行部の見解如何。

9-8: 「アマチュア無線活動の推進」 に関し、「アマチュアハンドブック」作成について

「アマチュア無線の百科事典」である「アマチュアハンドブック」が最後に出版されてから実に 25 年以上経過しており、既に絶版となっている。

当時から制度等がかなり変わっており、必ずしも現行制度と一致しない部分が多い。

そこで、下記 3 点をお尋ねする。

1:今現在、「私家版」として現在の制度に合致した「アマチュアハンドブック」を作成する動きがある事は承知しているか

2:大きく制度改定が行われるタイミングを好機と捉え、最新版の「アマチュアハンドブック」を作成する事を考えているか

3:最新版の「アマチュアハンドブック」を作成する場合、JARL、CQ 出版、三オックス(ラジオライフ)、「私家版」関係者等と協力する意向はあるか

執行部の見解如何。

9-9: 「アマチュア無線活動の推進」 に関し、ハム関連ソフトフェア問題について(提案)

所謂「アマチュア関連ソフト(以下、ハム関連ソフト)」について、下記を提案する。

ハム関連ソフトは、企業が開発・販売する物より個人やクラブ局等の企業ではない団体に開発・販売、若しくは無料頒布しているケースが多く見受けられる。

その為、開発者が開発自体を終了した後や亡くなった後、そのまま開発が止まり、いずれ「忘れられた遺産」として残ってしまう問題を孕んでいる。

それが特に多くの人が使っているソフト、いわば「デファクトスタンダード」となっているのなら尚更である。

いざ、と言う時に後継者なりが決まっていたら問題ないが、そうではない場合、幾ら素晴らしいツールやソフトでもいずれ廃れて、誰も使わなくなり、最新の技術に合わない、いわば「時代遅れのツール」となるのは考える迄もない。

開発者自身がソースコードの資産継承を望まれる場合、本連盟側でツールの資産継承を引き受けたり、場合によってはオープンソース化の支援をする事により、意欲のあるソフト開発派ハムの手によってより長く、いつまでもツールが使えるようになることを考える。

イメージとしては、Git や SVN 等のバージョン管理システム環境を構築し、会員が自由にアクセス・開発を行う事を想定している。

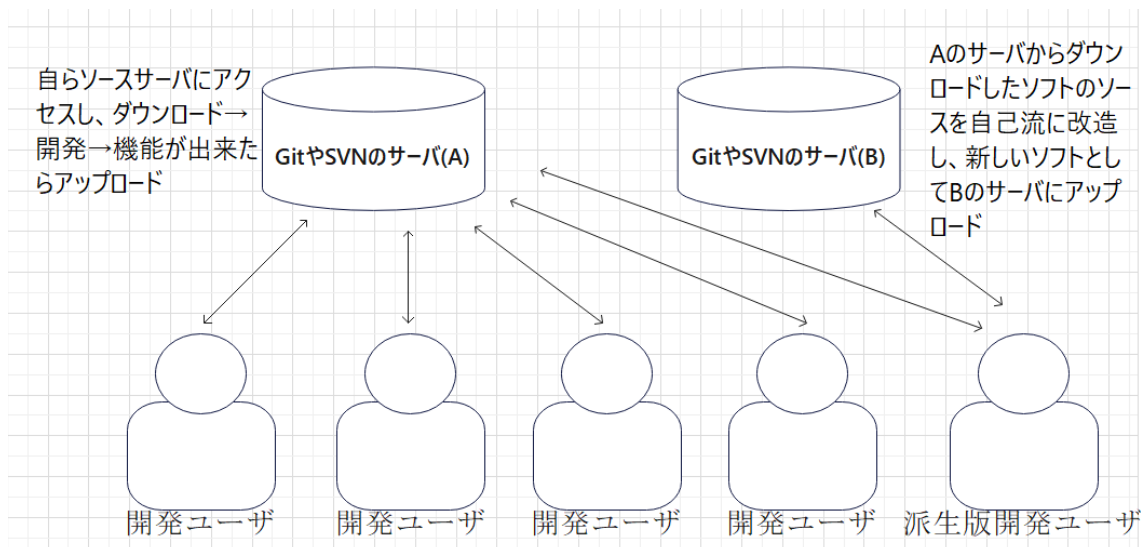


図:gitを使った場合のイメージ図

例えばGitHubで1つ何かプロジェクトを置いておけば、機能を追加する人が居たり、あるいは既存のプロジェクトから派生させて新しいソフトの開発をする人が出現する可能性が出て来る。

一方で、ソフト開発の面での「開発促進」の面では、何かのコンペを立案する事も1つの案になり得るのではなかろうか。

(例:自作品コンテストのソフトウェア部門設立、等)

そこで、問題となるのは開発メンバーの調達である。

開発メンバーはソースを公開しておけば腕のある人がソースをダウンロードして自前でコードを作成をする事を想定しているため、テスター要員を確保しておけばある程度対応出来る想定である。

Gitの参加条件として、操作テストの仕様書や操作説明書の作成をルール化しておく事により、その内容に従ってテストをすれば良い為、連盟職員でも行えるのでは、と考える。

(※初期構築等、どうしても専門性が必要な場合のみ SES 要員を受け入れる必要が生じる事を合わせて付け加える)

テストをパスした物だけを自動的にリリースする事も可能なので、こう言ったシステムサイクルを作ればハム関連ソフトの資産継承や開発促進が行えるのではないかと。

執行部の見解如何。

9-10: 「アマチュア無線活動の推進」に関し、諸団体との交流について

過去の総会等でもかつて関係があった団体とも疎遠になったと言った指摘が出ているが、ガイドライン「アマチュア無線の社会貢献活動における活用」(特に同ガイドラインで定める、「もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務」の内、「特定非営利活動促進法第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動の為にを行う業務」)に関係すると考えられる団体を幾つか列挙する。

JARLはアマチュア無線の振興の為に諸団体との交流を更に推し進めるべきと考えるが、現況と見解をお伺いする。

対象とする団体は下記である。

- ・公益財団法人日本無線協会
- ・一般財団法人情報通信振興会
- ・国立研究開発法人情報通信研究機構
- ・放送大学学園
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
- ・公益社団法人ガールスカウト日本連盟
- ・一般社団法人 Youngsters on the Air Japan(YOTA Japan)
- ・一般社団法人日本協同組合連携機構(JCA)
- ・特定非営利活動法人日本防災士機構
- ・特定非営利活動法人日本防災士会

執行部の見解如何。

9-11: 「会員増強と会員事業の推進」に関し、QSLカードビューロの地域分割について(提案)

現行、国内ビューロは島根県の1か所となっているが、そこに集中している事も問題であると考えます。

そこで、ビューロを地域毎に分割し、各エリア単位ビューロとすれば島根ビューロの

負担も減るのではないかと考える。

人材募集は、ボランティア方式で地域クラブに任せる、各々の地域にある仕分け事業を行っている会社に委託する、PFI事業を活用する、等が考えられる。

これらを上手く活用する事で、現在の「島根一極集中」による QSL カードの遅配もある程度抑えられるのではないだろうか。

執行部の見解如何。

9-12: 「会員増強と会員事業の推進」 に関し、電子 QSL カードの活用について(提案)

紙の QSL カードビュー口分割案の一方で、電子 QSL の活用も今後の課題であると考ええる。

現在では、eQSL の他、「だれでも QSL」や「hQSL」と言った Web を使った QSL 交換システムが充実している。

そこで、これらのシステムを上手く活用する手はないだろうか。

特に「hQSL」は登録に jarl.com の転送アドレスが必要となっており、これらを JARL 会員のインセンティブにすれば、会員増強の案にもなり得るのではないだろうか。

執行部の見解如何。

9-13: 「会員増強と会員事業の推進」 に関し、JARL 会員局名録の住所等掲載について

本年は JARL 会員局名録の発行年である。

現在の JARL 会員局名録は改めて葉書等で申告をしないと住所等が自動的に掲載されてしまう状況となっており、昨今の個人情報の取扱いの時勢にそぐわないと言う指摘が会員から挙がっている。

そこで、申し出が無い場合にも総務省無線局等情報検索で公開されている情報と同一に個人局についてはコールサインと市区町村迄の常置場所の掲載とするべきと考える。

執行部の見解如何。

9-14: 「会員増強と会員事業の推進」 に関し、当連盟の物販について(提案)

当連盟の物販について、現在通販では郵便振替でしか払い込みを行っていない。

しかし、購入するに当たって「ゆうちょダイレクト」のアカウントを持っていない会員は態々郵便局に出向いて払い込みをしなければならない等の不便が生じている。

そこで、「base」等の EC サイトにてショップを作成し、簡単に購入出来る様利便性向上に努めるべきだと考える。

併せて、会費を除く各種の手数料等の払い込みに関しても、郵便振込や小為替に限った入金方式を見直して、クレジットカードや口座振込に対応して頂きたいとの声がある。

執行部の見解如何。

9-15: 「会員増強と会員事業の推進」に関し、JARL の新規取次サービス(終活サポート)の提案(提案)

JARL では現在、傷害補償、雷事故補償、アンテナ第三者賠償責任の損害保険、及びガン保険(生命保険)の取次を行っているが、更に会員サービスとして「終活サポート」サービスを委託連携サービスとして提供する事を提案する。

保険の販売事業同様、専門の委託会社を選定し、希望する JARL 会員が契約し、JARL は取次マージンを得て収益を得る物とする。

同様の形態を取る類似の「サポート」サービスは大手電力会社も近年提供を始めた所であり、検討する価値が充分と考える。

尚、「終活サポート」には遺品整理等も含まれる場合があり、物品の譲渡問題等も発生し得る為、充分熟知した委託会社及び当連盟側としても充分な検討を行いトラブルの未然防止には細心の注意を払う物とする。

更に、無線機材等については専門外の人物には価値の認識・査定が難しい事も十分に考慮しながら検討を進める事とする。

また、並行して各会員等が所有する無線機材及び資料等のうち、産業技術上で重要な物が発見された場合、JARL で一時保管する等適切に対応し、博物館等へ収蔵出来る様な仕組み作りも進め、近現代の産業史料が散逸せぬ様取り組みを行う事を求める。

執行部の見解如何。

以上、現在 JARL が取り組まなければならない事や、有権者たる会員等からの意見や疑問に対し、執行部からの真摯な答弁を要求する。

右質問する。

受付	周波数	結了日	結了種別
平成29年 4月	430MHz帯	平成29年 7月26日	指導
平成29年 4月	430MHz帯	平成29年12月26日	規正用無線局による規正
平成29年 4月	430MHz帯	平成29年 8月 4日	指導
平成29年 4月	430MHz帯	令和 2年 3月25日	原因特定または排除できず
平成29年 4月	145MHz帯	平成29年 6月21日	申告原因となった事実なし
平成29年 5月	50MHz帯	平成29年12月 8日	事後報告
平成29年 5月	430MHz帯	平成30年 1月26日	情報処理
平成29年 5月	430MHz帯	平成31年 2月 6日	規正用無線局による規正
平成29年 5月	50MHz帯	平成29年12月 8日	事後報告
平成29年 5月	430MHz帯	平成29年 8月31日	指導
平成29年 5月	145MHz帯	平成31年 2月 7日	自然消滅
平成29年 5月	145MHz帯	平成30年 3月29日	情報処理
平成29年 5月	430MHz帯	平成29年 6月23日	自然消滅
平成29年 6月	145MHz帯	平成30年 2月 9日	規正用無線局による規正
平成29年 6月	430MHz帯	平成30年 7月27日	情報処理
平成29年 6月	430MHz帯	平成29年 8月31日	指導
平成29年 7月	430MHz帯	平成30年 1月26日	情報処理
平成29年 7月	430MHz帯	平成30年 1月18日	申告原因となった事実なし
平成29年 7月	50MHz帯	平成31年 4月 1日	原因特定または排除できず
平成29年 7月	430MHz帯	平成30年 2月21日	原因特定または排除できず
平成29年 7月	-	平成29年 8月 8日	制度について説明
平成29年 8月	50MHz帯	平成30年 1月 5日	申告原因となった事実なし
平成29年 8月	430MHz帯	平成29年11月17日	情報処理
平成29年 8月	430MHz帯	平成30年 6月29日	情報処理
平成29年 9月	430MHz帯	平成29年10月 3日	情報処理
平成29年 9月	430MHz帯	平成31年 2月 6日	規正用無線局による規正
平成29年 9月	430MHz帯	平成29年 9月26日	情報処理
平成29年 9月	430MHz帯	平成29年 9月26日	情報処理
平成29年 9月	145MHz帯	平成29年 9月26日	情報処理
平成29年 9月	430MHz帯	平成30年 2月22日	指導
平成29年 9月	145MHz帯	平成29年10月 3日	情報処理
平成29年10月	430MHz帯	平成29年11月17日	情報処理
平成29年10月	145MHz帯	平成29年11月22日	申告原因となった事実なし
平成29年10月	145MHz帯	平成29年11月22日	申告原因となった事実なし
平成29年10月	145MHz帯	平成30年 3月29日	指導
平成29年11月	145MHz帯	平成30年 3月29日	情報処理
平成29年11月	430MHz帯	平成29年11月14日	規正用無線局による規正
平成29年11月	430MHz帯	平成30年 1月26日	情報処理
平成29年11月	430MHz帯	平成30年 2月 9日	規正用無線局による規正
平成29年11月	430MHz帯	平成29年12月 6日	申告原因となった事実なし
平成29年11月	430MHz帯	平成29年12月 6日	申告原因となった事実なし
平成29年11月	430MHz帯	平成29年12月22日	指導
平成29年12月	430MHz帯	平成30年 1月16日	情報処理
平成29年12月	145MHz帯	平成30年 2月16日	原因特定または排除できず
平成30年 1月	430MHz帯	平成30年 1月18日	指導
平成30年 1月	430MHz帯	平成30年 2月16日	情報処理
平成30年 1月	430MHz帯	平成30年 3月13日	自然消滅
平成30年 1月	145MHz帯	平成30年 5月31日	指導
平成30年 1月	430MHz帯	平成30年 5月23日	指導
平成30年 1月	430MHz帯	平成30年 5月23日	規正用無線局による規正
平成30年 2月	145MHz帯	平成30年 3月29日	情報処理
平成30年 2月	430MHz帯	平成30年 3月 9日	情報処理
平成30年 3月	430MHz帯	令和 2年 3月25日	原因特定または排除できず
平成30年 3月	430MHz帯	平成30年 5月29日	情報処理
平成30年 3月	145MHz帯	平成30年 5月23日	規正用無線局による規正
平成30年 3月	430MHz帯	平成30年 5月23日	情報処理
平成30年 3月	430MHz帯	平成30年 5月23日	情報処理
平成30年 3月	430MHz帯	平成30年 5月23日	情報処理
平成30年 3月	430MHz帯	平成30年 5月23日	規正用無線局による規正
平成30年 3月	430MHz帯	平成30年 5月23日	規正用無線局による規正

受付	周波数	結了日	結了種別
平成30年 4月	430MHz帯	平成30年 7月30日	原因特定または排除できず
平成30年 4月	430MHz帯	平成31年 2月19日	申告原因となった事実なし
平成30年 4月	430MHz帯	平成31年 3月13日	自然消滅
平成30年 4月	430MHz帯	平成30年 5月29日	情報処理
平成30年 4月	430MHz帯	平成31年 4月 4日	指導
平成30年 4月	28MHz帯	令和 1年11月22日	申告原因となった事実なし
平成30年 4月	145MHz帯	平成30年 7月 5日	関係機関等の活用
平成30年 5月	145MHz帯	平成30年 6月15日	指導
平成30年 5月	430MHz帯	平成30年 7月25日	指導
平成30年 5月	430MHz帯	平成30年 8月28日	情報処理
平成30年 5月	145MHz帯	平成30年12月 4日	情報処理
平成30年 5月	430MHz帯	平成30年 5月29日	申告原因となった事実なし
平成30年 5月	430MHz帯	令和 1年11月14日	自然消滅
平成30年 6月	430MHz帯	平成30年 8月 2日	情報処理
平成30年 6月	430MHz帯	平成30年 9月28日	情報処理
平成30年 6月	430MHz帯	平成31年 1月25日	規正用無線局による規正
平成30年 6月	145MHz帯	平成31年 4月17日	原因特定または排除できず
平成30年 6月	430MHz帯	平成30年 7月27日	自然消滅
平成30年 7月	430MHz帯	平成30年10月19日	情報処理
平成30年 8月	430MHz帯	平成30年10月19日	情報処理
平成30年 9月	145MHz帯	平成31年 4月 3日	申告原因となった事実なし
平成30年 9月	430MHz帯	平成30年11月 8日	情報処理
平成30年10月	430MHz帯	平成31年 1月28日	規正用無線局による規正
平成30年10月	430MHz帯	平成31年 2月 6日	規正用無線局による規正
平成30年11月	430MHz帯	平成31年 1月28日	情報処理
平成30年11月	430MHz帯	平成31年 2月12日	申告原因となった事実なし
平成30年11月	145MHz帯	平成30年12月18日	自然消滅
平成30年11月	145MHz帯	平成31年 1月29日	自然消滅
平成30年12月	430MHz帯	平成31年 1月 8日	規正用無線局による規正
平成30年12月	430MHz帯	平成31年 3月29日	情報処理
平成30年12月	145MHz帯	平成30年12月26日	申告原因となった事実なし
平成31年 1月	430MHz帯	平成31年 3月28日	情報処理
平成31年 1月	430MHz帯	令和 2年 3月 9日	原因特定または排除できず
平成31年 1月	430MHz帯	平成31年 1月23日	情報処理
平成31年 1月	430MHz帯	令和 1年 7月31日	指導
平成31年 2月	430MHz帯	平成31年 3月28日	情報処理
平成31年 2月	145MHz帯	令和 1年 5月28日	情報処理
平成31年 3月	430MHz帯	令和 1年 5月30日	情報処理
平成31年 3月	145MHz帯	令和 1年 5月28日	情報処理

受付	周波数	終了日	終了種別
平成31年 4月	430MHz帯	令和 1年 5月13日	情報処理
平成31年 4月	145MHz帯	令和 1年 5月28日	情報処理
平成31年 4月	145MHz帯	令和 1年 7月 2日	規正用無線局による規正
平成31年 4月	430MHz帯	令和 1年11月22日	申告原因となった事実なし
令和 1年 5月	430MHz帯	令和 1年 6月 5日	情報処理
令和 1年 5月	430MHz帯	令和 1年 5月 9日	情報処理
令和 1年 5月	1.2GHz帯	令和 2年 2月13日	申告原因となった事実なし
令和 1年 6月	430MHz帯	令和 1年 7月 3日	情報処理
令和 1年 7月	430MHz帯	令和 1年 8月30日	指導
令和 1年 7月	430MHz帯	令和 1年10月 2日	情報処理
令和 1年 7月	430MHz帯	令和 1年 7月24日	申告原因となった事実なし
令和 1年 8月	430MHz帯	令和 1年10月 2日	情報処理
令和 1年 8月	430MHz帯	令和 1年11月14日	自然消滅
令和 1年10月	430MHz帯	令和 1年10月23日	申告原因となった事実なし
令和 1年11月	430MHz帯	令和 2年 4月 1日	規正用無線局による規正
令和 1年12月	430MHz帯	令和 2年 2月13日	情報処理
令和 1年12月	145MHz帯	令和 2年 4月22日	指導
令和 2年 2月	145MHz帯	令和 2年 7月17日	申告原因となった事実なし
令和 2年 2月	430MHz帯	令和 2年 3月31日	障害への対処方法説明

受付	周波数	終了日	終了種別
令和 2年 4月	430MHz帯	令和 3年 1月 5日	情報処理
令和 2年 6月	430MHz帯	令和 2年 9月 4日	申告原因となった事実なし
令和 2年 6月	430MHz帯	令和 2年 9月 4日	申告原因となった事実なし
令和 2年 7月	430MHz帯	令和 2年10月 6日	申告原因となった事実なし
令和 2年 7月	430MHz帯	令和 4年 3月24日	自然消滅
令和 2年 8月	145MHz帯	令和 3年 3月 1日	申告原因となった事実なし
令和 2年 9月	430MHz帯	令和 3年 3月26日	原因特定または排除できず
令和 2年10月	430MHz帯	令和 2年11月 5日	関係機関等の活用
令和 2年10月	430MHz帯	令和 2年11月20日	情報処理
令和 2年11月	145MHz帯	令和 2年11月24日	情報処理
令和 2年11月	145MHz帯	令和 3年 7月 9日	規正用無線局による規正
令和 2年11月	430MHz帯	令和 3年 9月14日	指導
令和 2年11月	145MHz帯	令和 2年11月24日	情報処理
令和 2年11月	430MHz帯	令和 4年 3月30日	申告原因となった事実なし
令和 2年12月	430MHz帯	令和 3年 4月16日	規正用無線局による規正
令和 2年12月	430MHz帯	令和 3年 1月 8日	情報処理
令和 2年12月	145MHz帯	令和 3年 3月11日	申告原因となった事実なし
令和 3年 1月	430MHz帯	令和 4年 3月30日	情報処理
令和 3年 1月	430MHz帯	令和 3年 1月14日	情報処理
令和 3年 1月	430MHz帯	令和 3年 3月31日	情報処理
令和 3年 1月	430MHz帯	令和 3年 8月20日	指導
令和 3年 1月	430MHz帯	令和 3年 4月20日	自然消滅
令和 3年 2月	430MHz帯	令和 3年 3月15日	指導
令和 3年 3月	430MHz帯	令和 4年 3月30日	申告原因となった事実なし
令和 3年 3月	430MHz帯	令和 3年 3月15日	指導

受付	周波数	結了日	結了種別
令和 3年 4月	-	令和 4年 3月30日	申告原因となった事実なし
令和 3年 6月	430MHz帯	令和 3年11月15日	指導
令和 3年 6月	430MHz帯	令和 3年 7月 5日	情報処理
令和 3年 7月	145MHz帯	令和 4年 3月30日	申告原因となった事実なし
令和 3年 8月	430MHz帯	令和 3年12月 2日	指導
令和 3年 8月	430MHz帯	令和 3年12月 2日	情報処理
令和 3年12月	430MHz帯	令和 4年 3月 1日	情報処理
令和 3年12月	430MHz帯	令和 4年 3月30日	規正用無線局による規正
令和 4年 1月	430MHz帯	令和 4年 3月 1日	規正用無線局による規正
令和 4年 1月	430MHz帯	令和 4年 3月 1日	指導
令和 4年 2月	430MHz帯	令和 4年 2月10日	指導
令和 4年 2月	1.2GHz帯	令和 4年 3月31日	規正用無線局による規正
令和 4年 2月	430MHz帯	令和 4年 3月10日	規正用無線局による規正
令和 4年 2月	430MHz帯	令和 4年 3月31日	規正用無線局による規正
令和 4年 3月	430MHz帯	令和 4年 5月18日	自然消滅

HOME	免許関係	電波利用料	電波環境	電波監視	周波数割当て	基準認証制度	その他
------	------	-------	------	------	--------	--------	-----

無線局免許状等情報

[HOME](#) > [免許関係](#) > [検索・統計](#) > [無線局等情報検索](#) > 無線局免許状等情報

免許人の氏名又は名称	DATACOM SERVICES合同会社		
免許人の住所	*****		
無線局の種別	実験試験局	免許の番号	*****
免許の年月日	令3.9.15	免許の有効期間	令5.12.31まで
無線局の目的	実験試験用		運用許容時間
			常時
通信事項	実験、試験又は調査に関する事項（アルゴスシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）		
通信の相手方	免許人所属の受信設備（米国シカゴ近郊）		
識別信号	JS2RA		
無線設備の設置場所又は移動範囲			
千葉県袖ヶ浦市			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
12K0D1D	6864	6900	9081 9126
12K0G1D	10845	10953	12117 12159
	14673	14736	16119 16209 kHz 10 kW
備考			

担当：総合通信基盤局電波部電波政策課